

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 9月19日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	残留熱除去機器冷却海水系において、ポンプ停止中(雑用水系にて加圧中)の圧力指示計指示が通常値より低目に指示のため、調査・点検。	GⅢ	
2	3・4号廃棄物処理設備	放射性廃棄物処理系プラスチック固化設備において、固化材供給流量積算計の動作不良(スムーズに動作せず)が認められたため、点検・修理。	GⅢ	
3	その他	構内草刈り作業において、深井戸ポンプ移送配管の可とう管部を草刈り機で損傷のため、修理。 なお、当該設備は使用していなかったため残水(非放射性)が一時流出したが流出は停止。	GⅢ	